

## 規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第八号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」を「、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）」に改める。

第二条中「非常勤の嘱託員」を「会計年度任用職員」に改める。

第二条の三第六項中「第四十三条第二項」を「第五十五条の二第二項」に、「第五十一条の二第五項」を「第五十五条の十一第五項」に改める。

第二条の四第二号中「自動車税」を「種別割」に改める。

第五条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車納付義務免除申告書」を「自動車税（種別割）納付義務免除申告書」に改める。

第六条第一項中「、自動車税」を「、種別割」に、「自動車税減額（取消）通知書」を「自動車税（種別割）減額（取消）通知書」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第六条の十一第二項に後段として次のように加える。

この場合において、法人の事業税及び特別法人事業税は、同一の税目に属する県税とみなす。

第六条の十二第二項各号列記以外の部分中「第四十九条第三項」を「第五十五条の十七第二項」に、「第五十一条の四」を「第五十五条の十三」に、「第四十一条」を「第五十四条」に改め、同項第一号中「第四十五条の三第一項第二号」を「第五十五条の七第一項第二号」に、「第四十九条第四項」を「第五十五条の十七第三項」に、「県税の」を「自動車税の」に改め、同項第二号中「第四十五条の三第二項又は第四十九条第三項」を「第五十五条の七第二項又は第五十五条の十七第二項」に、「県税」を「自動車税」に、「身体障害者・精神障害者に係る自動車取得税・自動車税減免申請書」を「身体障害者・精神障害者に係る自動車税環境性能割・自動車

税（種別割）減免申請書」に改め、同条第四項中「第四十五条の三第一項第一号」を「第五十五条の七第一項第一号」に、「第四十九条第五項」を「第五十五条の十七第四項」に、「第四十一条」を「第五十四条」に、「第四十五条の三第四項第二号」を「第五十五条の七第四項第二号」に改め、同条第五項中「第四十五条の三第四項第三号又は第四十九条第五項」を「第五十五条の七第四項第三号又は第五十五条の十七第四項」に、「第四十一条」を「第五十四条」に改め、同条第六項中「第四十九条第三項から第五項まで」を「第五十五条の十七第二項から第四項まで」に改め、「除く。」の下に「以下この項において同じ。」を加える。

第十三条の六中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第二十二条から第二十九条までを次のように改める。

第二十二条から第二十九条まで 削除

第三十五条の次に次の六条を加える。

（証紙代金収納計器による収納印の表示の取扱い）

第三十五条の二 条例第五十五条の二第一項の証紙代金収納計器による自動車税についての収納印の表示は、知事の指定を受けた者（以下「収納計器取扱人」という。）及び埼玉県自動車税事務所長が行うものとする。

2 前項の指定を受けようとする者は、証紙代金収納計器取扱人指定申請書を知事に提出しなければならない。

3 収納計器取扱人は、その氏名又は名称、取扱場所等を変更しようとするとき、又は取扱いを廃止しようとするときは、あらかじめ証紙代金収納計器取扱人指定事項変更届又は証紙代金収納計器取扱廃止届を知事に提出しなければならない。

4 知事は、収納計器取扱人が次のいずれかに該当するときは、収納計器取扱人の指定を取り消すことができる。

一 始動票札を用いないで表示をしたとき。

二 その他収納計器取扱人として不相当と認めたととき。

5 知事は、前項の規定により収納計器取扱人としての指定を取り消したときは、証紙代金収納計器取扱人指定取消通知書により当該取消しに係る者に対し通知するものとする。

6 知事は、第一項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちにその旨を告示するものとする。指定を取り消し、又は変更届若しくは廃止届が提出されたときも、同様とする。

7 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器を使用する場合には、埼玉県自動車税事務所長に対し、証紙代金収納計器に係る始動票札の交付請求書を提出しなければならない。

8 収納計器取扱人は、始動票札の交付を受ける時までに始動票札に表示する金額を県に納入しなければならない。

9 収納計器取扱人は、埼玉県自動車税事務所長の交付した始動票札に表示した金額を限度として証紙代金収納計器を使用することができる。

10 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器による収納印を誤って表示した場合において、知事がやむを得ない事由があると認めるときは、当該誤って表示した収納印の表示金額に相当する金額の還付を受けることができる。この場合において、収納計器取扱人は、当該収納印を誤って表示したことを証する申告書等を提出しなければならない。

11 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器による収納印の表示の状況を証紙代金収納印表示記録簿に記録しなければならない。この場合において、証紙代金収納印表示記録簿は、毎年四月一日から記録を開始し、翌年三月三十一日をもつて閉鎖するものとする。

12 使用済みの始動票札はその使用の完了の日から、証紙代金収納印表示記録簿はその閉鎖の日から五年間保存しなければならない。

13 埼玉県自動車税事務所長は、自動車税の保全上必要があると認める場合には、証紙代金収納計器に封印その他の必要な措置を講ずることができる。

14 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器による収納印の表示による納付の方法の廃止その他知事がやむを得ない事由があると認める場合において、既に収納印を表示した金額の合計額が始動票札に表示した金額に達していないときは、当該始動票札に表示した金額から既に収納印を表示した金額の合計額を控除して得た金額の還付を受けることができる。

(証紙代金収納計器の取扱手数料)

第三十五条の三 収納計器取扱人に対しては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間に前条第八項の規定により納入した金額の合計額(当該合計額のうち、同条第十項又は第十四項の規定により還付した金額がある場合にあつては、当該合計額から当該還付した金額を控除して得た額。以下この条において「交付対象額」という。)に千分の十(交付対象額のうち、五千万円を超え二十億五千万円以下の部分については千分の五、二十億五千万円を超え三十億五千万円以下の部分については千分の四、三十億五千万円を超え四十億五千万円以下の部分については千分の三、四十億五千万円を超え五十億五千万円以下の部分については千分の二、五十億五千万円を超える部分については千分の一)の率を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額を、手数料として交付するものとする。

2 前項の手数料については、毎月末日現在における交付対象額について同項の規

定を適用して計算して得た額から既に交付した手数料の額を控除して得た額を翌月十五日までに交付するものとする。

(環境性能割の納税義務の免除の申告又は納付義務の免除の申請)

第三十五条の四 条例第五十五条の五第一項又は第五十五条の六第一項の規定により、環境性能割に係る徴収金の納税義務又は納付義務の免除を受けようとする者は、自動車税環境性能割納税義務(納付義務) 免除申告(申請) 書を埼玉県自動車税事務所長に提出しなければならない。

(環境性能割の還付の申請)

第三十五条の五 条例第五十五条の五第六項又は第五十五条の六第二項の規定により、環境性能割に係る徴収金の還付を受けようとする者は、自動車税環境性能割還付申請書を埼玉県自動車税事務所長に提出しなければならない。

(自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲)

第三十五条の六 条例第五十五条の七第一項第二号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号) 別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

		障害の区分	障害の級別
視覚障害		一級から三級までの各級又は四級の1	
視覚障害		二級又は三級	
平衡機能障害		三級	
音声機能又は言語機能の障害		三級(喉頭が摘出された場合に限る。)	
上肢不自由		一級又は二級	
下肢不自由		一級から六級までの各級	
体幹不自由		一級から三級までの各級又は五級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	移動機能	一級又は二級	一級から六級までの各級

条例第五十五条の七第一項第二号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者

障害の区分	障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能又は言語機能の障害	特別項症から第二項症までの各項症（喉頭が摘出された場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症又は第一款症から第三款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症又は第一款症から第三款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

二 戦傷病者特別援護法第四条第一項又は第二項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三の上欄に定める障害の程度に該当する障害を有するもの

能障害	能障害
心臓機能障害	一級又は三級
腎臓機能障害	一級又は三級
呼吸器機能障害	一級又は三級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級又は三級
小腸の機能障害	一級又は三級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級
肝臓機能障害	一級から三級までの各級

で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 療育手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳の障害の程度の記載欄に障害の程度が④又はAと表示されているもの

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有するもの  
（条例第五十五条の七第二項の規定による環境性能割の減免の額）

第三十五条の七 条例第五十五条の七第二項の規定により減免する環境性能割の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 税額

二 三百万円に条例第五十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）又は同条第三項の税率を乗じて得た額

2 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車の取得に対する前項の規定の適用については、同項第二号中「三百万円」とあるのは、「三百万円に身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に係る価額を加算した価額」とする。

3 条例第五十五条の七第二項の規定による環境性能割の減免を受けた者があるときは、当該減免の対象となつた環境性能割に係る自動車の取得の日から一年以内に行つた当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る環境性能割は、減免しないものとする。ただし、次に掲げる自動車の取得に対しては、この限りでない。

一 道路運送車両法第十五条第一項の規定に基づく永久抹消登録がされた自動車に代わる自動車の取得

二 震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかつた自動車に代わる自動車の取得

三 前二号との権衡上減免の必要があると認める自動車の取得

第三十六条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第四十九条第一項ただし書」を「第五十五条の十七第一項ただし書」に、「自動車税課税免除承認申請書」を「自動車税（種別割）課税免除承認申請書」に改める。

第三十七条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「第四十九条第三項」を「第五十五条の十七第二項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同項第一号

中「第五十一条の二第一項」を「第五十五条の十一第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同号口中「第百五十条第二項」を「第百七十七条の十第二項」に改め、同項第二号中「第百五十条第一項」を「第百七十七条の十第一項」に改め、同号口中「第百五十条第二項」を「第百七十七条の十第二項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第四十九条第三項」を「第五十五条の十七第二項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同項第一号及び第二号中「自動車税」を「種別割」に、「第百五十条第二項」を「第百七十七条の十第二項」に改め、同条第三項中「第四百五十四条」を「第四百六十三条の二十三」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「係る自動車税」を「係る種別割」に改める。

第三十八条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第五十五条の二」を「第五十五条の十九」に、「自動車税に」を「種別割に」に、「自動車税納税証明印」を「自動車税（種別割）納税証明印」に改める。

第四十四条の表四の二号中「第二百二十三条第二項」を「第百六十一条第二項」に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、同表八の五号及び九の二の三号中「自動車税」の下に「（種別割）」を加え、同表十一の二号中「自動車取得税・

自動車税」を「自動車税環境性能割・自動車税（種別割）」に改め、同表二十七号、

二十七の三号から二十七の七号までの規定、二十七の九号、二十八の五号及び二十

八の六号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税」に改め、

同表五十八号及び五十九号中「自動車税」の下に「（種別割）」を加え、同表五十

九の二号中「第二十三条第二項」を「第三十五条の二第二項」に改め、同表五十九

の四号及び五十九の五号中「第二十三条第三項」を「第三十五条の二第三項」に改

め、同表五十九の六号中「第二十三条第五項」を「第三十五条の二第五項」に改め、

同表五十九の七号中「第四十三条第一項及び第五十一条の二第四項」を「第五十五

条の二第一項及び第五十五条の十一第四項」に改め、同表五十九の八号及び五十九

の九号中「第二十三条第七項」を「第三十五条の二第七項」に改め、同表五十九の

十号中「第二十三条第十項」を「第三十五条の二第十項」に改め、同表五十九の十

「一」号中「第二十三条第十一项」を「第三十五条的第二十一項」に改め、同表六十の二号及び六十の三号中「第五十三条」を「第五十五条の十五」に改め、同表六十一号及び六十一の二号中「自動車税」下に「(種別割)」を加え、「第五十五条の二」を「第五十五条の十九」に改め、同表六十一の三号中「自動車取得税及び」を削り、「第四十三条第三項及び第五十一条の二第五項」を「第五十五条の二第三項及び第五十五条の十一第五項」に改め、同表六十四の三号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「第二百二十三条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同表六十四の四号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「第二百二十九条第四項、第三百二十二条第六項及び第三百三十三条第五項」を「第六十八条第四項、第七十一条第六項及び第七十二条第五項」に改め、同表六十四の六号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「第二十五条又は第二十六条」を「第三十五条の四又は第三十五条の五」に改め、同表六十四の六の二号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、同表六十四の七号及び六十四の八号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「第四十五条第二項」を「第五十五条の五第二項」に改める。

附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項中「附則第二十三条の二第一項」を「附則第二十三条の三第一項」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「自動車税納税義務免除申告書兼還付申請書」を「自動車税(種別割)納税義務免除申告書兼還付申請書」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十五項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項を附則第十六項とし、附則第十四項中「附則第十八条の五第一項」を「附則第二十二条の六第一項」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「自動車取得税納税義務免除申告書兼還付申請書」を「自動車税環境性能割納税義務免除申告書兼還付申請書」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十三項中「附則第十八条の二第一項」を「附則第二十二条の四第一項又は第二項」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「第二十九条第一項第二号」を「第三十五条の七第一項第二号」に、「第三十八条」を「第五十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項において準用する

場合を含む。)又は同条第三項」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十二項の次に次の一項を加える。

13 条例附則第三条の二ただし書に規定する規則で定める事務は、法附則第二十九条の十第二項に規定する協議に関する事務とする。

別記様式第四号(四)を次のように改める。



別記様式第四号（四の二）中「（自動車税）」の次に「（種別割）」を加え、「

自
---

」

「

自動車税
------

」を「

自動車税（種別割）
-----------

」に改める。

別記様式第四号（四の三）中「

自動車税
------

」を「

自動車税（種別割）
-----------

」に、「第145条」を「第146条」に改め、同様の記表中「自動車税」の次に「（種別割）」を加える。

別記様式第四号の二中「（自動車取得税）」を「（自動車税環境性能割）」に、「

自
---

」を「

自動車取得税
--------

」を「

自動車税
------

」に改め、「

8
19

」を「

8
36

」に改める。

別記様式第四号の五（一）中「地方法人特別税、自動車税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）」に改める。

別記様式第四号の五（二の三）中「地方法人特別税、自動車税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）」に改め、「コンビニエンスストア ゆうちょ銀行・郵便局」での納付は納付指定日までに限り、

や
な
な
な

。

の窓口での納付は納期限までに限り、

や
な
な
な

。

別記様式第四号の五（三）中「地方法人特別税、自動車税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）」に改める。

別記様式第四号の五（四）中「地方法人特別税）」を「特別法人事業税又は地方  
「法人県民税・事業税  
法人特別税）」に、

や
な
な
な

「特別法人事業税又は  
地方法人特別税」

や
な
な
な

地方法人特別税」  
別記様式第四号の五（四の二）を次のように改める。

別記様式第四号の五（四の二）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税）

<p>77 埼玉県 法人県民税・事業税 特別法人事業税又は地方法人特別税</p> <p style="text-align: center;">公</p> <p style="text-align: right;">通常払込料金 加入者負担</p> <p>領収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税目コード</td> <td>納税番号</td> <td>事業年度始期</td> <td colspan="2">調定事由</td> </tr> <tr> <td>県税コード</td> <td>県税事務所</td> <td>年度</td> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼</p> <p>34</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>県民税</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特別税</td> <td>過少申告・不申告加算金</td> <td>円</td> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>納税者</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(県税事務所保管)</p>	加入者名	口座番号	合計金額	円		取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分		税目コード	納税番号	事業年度始期	調定事由		県税コード	県税事務所	年度	納期限	年 月 日	県民税	税額	円	延滞金	円	事業税	税額	円	延滞金	円	特別税	過少申告・不申告加算金	円	重加算金	円	<p>埼玉県 法人県民税・事業税 納付書</p> <p style="text-align: center;">公</p> <p style="text-align: right;">通常払込料金 加入者負担</p> <p>(払込金受領証) 特別法人事業税又は地方法人特別税 (原符)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>納税番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業年度始期</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少・不申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>納税者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(郵便局→納税者) (金融機関保管)</p>	加入者名	口座番号	納付番号	確認番号	納税番号		事業年度始期	調定事由	税額	円	延滞金	円	過少・不申告加算金	円	重加算金	円	合計金額	円	納期限	年 月 日	延滞金特例期間の末日	年 月 日	年度	領収日付印	税目		県税		<p>埼玉県 法人県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税 領収証書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年 度</td> <td>年度</td> <td>納 税 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業年度始期</td> <td></td> <td>調 定 事 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 付 指 定 日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納付場所等については裏面を御覧ください。 郵便局窓口では、本片に領収印は押印されず、左片の納付書が領収証書に代えて交付されます。</p> <p>埼玉県 県税事務所</p>	年 度	年度	納 税 番 号		事業年度始期		調 定 事 由		納 期 限	年 月 日			指 定 納 期 限	年 月 日			延滞金特例期間の末日	年 月 日			納 付 指 定 日	年 月 日			<p>領収金内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法人県民税</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税又は地方法人特別税</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>過少申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> <p>延滞金は納付指定日現在の計算です。</p> <p>上記のとおり領収しました。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(納税者保管)</p>	法人県民税	税額	円		延滞金	円		計	円	法人事業税又は地方法人特別税	税額	円		延滞金	円		過少申告加算金	円		不申告加算金	円		重加算金	円		計	円	合 計		円
加入者名	口座番号	合計金額	円																																																																																																																					
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																																																																					
税目コード	納税番号	事業年度始期	調定事由																																																																																																																					
県税コード	県税事務所	年度	納期限	年 月 日																																																																																																																				
県民税	税額	円	延滞金	円																																																																																																																				
事業税	税額	円	延滞金	円																																																																																																																				
特別税	過少申告・不申告加算金	円	重加算金	円																																																																																																																				
加入者名	口座番号																																																																																																																							
納付番号	確認番号																																																																																																																							
納税番号																																																																																																																								
事業年度始期	調定事由																																																																																																																							
税額	円																																																																																																																							
延滞金	円																																																																																																																							
過少・不申告加算金	円																																																																																																																							
重加算金	円																																																																																																																							
合計金額	円																																																																																																																							
納期限	年 月 日																																																																																																																							
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																																																																							
年度	領収日付印																																																																																																																							
税目																																																																																																																								
県税																																																																																																																								
年 度	年度	納 税 番 号																																																																																																																						
事業年度始期		調 定 事 由																																																																																																																						
納 期 限	年 月 日																																																																																																																							
指 定 納 期 限	年 月 日																																																																																																																							
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																																																																							
納 付 指 定 日	年 月 日																																																																																																																							
法人県民税	税額	円																																																																																																																						
	延滞金	円																																																																																																																						
	計	円																																																																																																																						
法人事業税又は地方法人特別税	税額	円																																																																																																																						
	延滞金	円																																																																																																																						
	過少申告加算金	円																																																																																																																						
	不申告加算金	円																																																																																																																						
	重加算金	円																																																																																																																						
	計	円																																																																																																																						
合 計		円																																																																																																																						

備考 1 裏面には納付の場所を記載し、交付すること。  
2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第四号の五(五)中「〔四〕自動車税」の次に「〔五〕自動車税」を加え、〔四〕

「〔四〕自動車税」を「〔五〕自動車税〔種別割〕」に、〔五〕「〔四〕自動車税」を「〔五〕自動車税〔種別割〕」に改める。

別記様式第四号の五(五の二)を次のように改める。

別記様式第四号の五（五の二）（自動車税（種別割）。手書き用）

（3枚目）

② 領 収 済 通 知 書 県税 自動車税（種別割）

口座番号		加入者名	埼玉県自動車税事務所長
住所（所在地）及び氏名（名称）			

登録番号の記号

M=大宮	K=熊谷	登録番号	課税年度	課税相当年度	調定事由
R=所沢	B=春日部	11			
W=川越	C=川口				
Y=越谷	S=埼玉				

納 期 限	税 額	円
. .		
延滞金特例期間の末日	延 滞 金	
. .		
税 率	合 計	
納付期日		. .

上記のとおり領収済につき通知します。  
金融機関

県税コード	(宛先)
30	埼玉県自動車税事務所出納員

取りまとめ店	領 収 日 付 印
	(県税保管)

（2枚目）

② 納 付 書 県税 自動車税（種別割）

口座番号		加入者名	埼玉県自動車税事務所長
住所（所在地）及び氏名（名称）			

登録番号の記号

M=大宮	K=熊谷	登録番号	課税年度	課税相当年度	調定事由
R=所沢	B=春日部	11			
W=川越	C=川口				
Y=越谷	S=埼玉				

納 期 限	税 額	円
. .		
延滞金特例期間の末日	延 滞 金	
. .		
税 率	合 計	

上記のとおり納付します。

県税コード	埼玉県自動車税事務所所管
30	

領 収 日 付 印	(金融機関保管)
-----------	----------

（1枚目）

② 領 収 証 書 県税 自動車税（種別割）

口座番号		加入者名	埼玉県自動車税事務所長
住所（所在地）及び氏名（名称）			

様

登録番号の記号

M=大宮	K=熊谷	登録番号	課税年度	課税相当年度	調定事由
R=所沢	B=春日部	11			
W=川越	C=川口				
Y=越谷	S=埼玉				

納 期 限	税 額	円
. .		
延滞金特例期間の末日	延 滞 金	
. .		
税 率	合 計	

上記のとおり領収しました。

県税コード	埼玉県自動車税事務所
30	

領 収 日 付 印	(納税者保管)
-----------	---------

別記様式第四号の五（五の三）中「自動車取得税、自動車税」を「自動車税環境性能割・自動車税（種別割）」とし、  
「コンビニエンスストアでの納付は納付指定  
ゆうちょ銀行・郵便局の窓口での納付は納  
日までに限りません。」を「  
期限までに限りません。」とする。

別記様式第四号の六を次のように改める。

別記様式第四号の六

(1枚目)

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align:center;">県 税 関 係</td></tr> <tr><td style="text-align:center;">納付(入)受託分</td></tr> </table>	県 税 関 係	納付(入)受託分	納 付 (入) 書	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align:center;">税 目</td><td style="text-align:center;">税目コード</td></tr> <tr><td>法人県民税</td><td style="text-align:center;">02</td></tr> <tr><td>個人事業税</td><td style="text-align:center;">04</td></tr> <tr><td><small>法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税</small></td><td style="text-align:center;">05</td></tr> <tr><td>不動産取得税</td><td style="text-align:center;">07</td></tr> <tr><td>軽油引取税</td><td style="text-align:center;">22</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	税 目	税目コード	法人県民税	02	個人事業税	04	<small>法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税</small>	05	不動産取得税	07	軽油引取税	22																																																																																																															
県 税 関 係																																																																																																																															
納付(入)受託分																																																																																																																															
税 目	税目コード																																																																																																																														
法人県民税	02																																																																																																																														
個人事業税	04																																																																																																																														
<small>法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税</small>	05																																																																																																																														
不動産取得税	07																																																																																																																														
軽油引取税	22																																																																																																																														
住所（所在地）及び氏名（名称）																																																																																																																															
様		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align:center;">受託証書番号</td><td> </td></tr> <tr><td style="text-align:center;">証券記号番号</td><td> </td></tr> <tr><td style="text-align:center;">整理簿番号</td><td> </td></tr> </table>	受託証書番号		証券記号番号		整理簿番号																																																																																																																								
受託証書番号																																																																																																																															
証券記号番号																																																																																																																															
整理簿番号																																																																																																																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align:center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th rowspan="2">県 税 コード</th> <th rowspan="2">税 目 コード</th> <th rowspan="2">期 (月) 別 又 は 事業年度の始期</th> <th rowspan="2">調 定 事由 コード</th> <th rowspan="2">納 税 番 号</th> <th rowspan="2">税 額</th> <th rowspan="2">延 滞 金</th> <th rowspan="2">過 少 ・ 不 申 告 加 算 金</th> <th rowspan="2">重 加 算 金</th> <th rowspan="2">合 計</th> <th colspan="2">納 期 限</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>特 例 期 間 の 末 日</th> <th> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>05</td><td>06</td><td>過 ・ 不 過</td><td> </td><td>09</td><td>11</td><td>・ ・</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>05</td><td>06</td><td>過 ・ 不 過</td><td> </td><td>09</td><td>11</td><td>・ ・</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>05</td><td>06</td><td>過 ・ 不 過</td><td> </td><td>09</td><td>11</td><td>・ ・</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>05</td><td>06</td><td>過 ・ 不 過</td><td> </td><td>09</td><td>11</td><td>・ ・</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>05</td><td>06</td><td>過 ・ 不 過</td><td> </td><td>09</td><td>11</td><td>・ ・</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>05</td><td>06</td><td>過 ・ 不 過</td><td> </td><td>09</td><td>11</td><td>・ ・</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>05</td><td>06</td><td>過 ・ 不 過</td><td> </td><td>09</td><td>11</td><td>・ ・</td><td> </td></tr> </tbody> </table>														年 度	県 税 コード	税 目 コード	期 (月) 別 又 は 事業年度の始期	調 定 事由 コード	納 税 番 号	税 額	延 滞 金	過 少 ・ 不 申 告 加 算 金	重 加 算 金	合 計	納 期 限		摘 要	特 例 期 間 の 末 日								05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・								05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・								05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・								05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・								05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・								05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・								05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・	
年 度	県 税 コード	税 目 コード	期 (月) 別 又 は 事業年度の始期	調 定 事由 コード	納 税 番 号	税 額	延 滞 金	過 少 ・ 不 申 告 加 算 金	重 加 算 金	合 計	納 期 限		摘 要																																																																																																																		
											特 例 期 間 の 末 日																																																																																																																				
						05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・																																																																																																																			
						05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・																																																																																																																			
						05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・																																																																																																																			
						05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・																																																																																																																			
						05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・																																																																																																																			
						05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・																																																																																																																			
						05	06	過 ・ 不 過		09	11	・ ・																																																																																																																			
県税コード .....	埼玉県	事務所所管	支 払 期 日 年 月 日	領 収 金 額 合 計 億 千 百 十 万 千 百 十 円 .....	領 収 日 付 印	△ 金融機関保管																																																																																																																									
上記のとおり納付（入）します。							(注) 指定金融機関は、受託証券を現金化し、納付（入）の手続をとったときは、各片を直ちに当県税事務所に送付してください。																																																																																																																								



(3枚目)

県税関係  
納付(入)受託分

領 収 証 書

税 目	税目コード
法人県民税	02
個人事業税	04
<small>法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税</small>	05
不動産取得税	07
軽油引取税	22

住所(所在地)及び氏名(名称)

様

受託証書番号	
証券記号番号	
整理簿番号	

年 度	県 税 コード	税 目 コード	期 (月) 別 又 は 事業年度の始期	調 定 事由 コード	納 税 番 号	税 額	延 滞 金	過 少 ・ 不 申 告 加 算 金	重 加 算 金	合 計	納 期 限		摘 要	
											特 例 期 間 の 末 日			
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	
						05	06	過 不		09	11	・	・	

県税コード

埼玉県

事務所

支 払 期 日  
年 月 日

領 収 金 額 合 計  
億 千 百 十 万 千 百 十 円

領 収 日 付 印

C 納税者保管

上記のとおり領収しました。

(4枚目)

県税関係  
納付(入)受託分

領収済連絡書

担当部長	担当課長	検査担当者

税目	税目コード
法人県民税	02
個人事業税	04
<small>法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税</small>	05
不動産取得税	07
軽油引取税	22

住所(所在地)及び氏名(名称)

様

受託証書番号	
証券記号番号	
整理簿番号	

年度	県税コード	税目コード	期(月)別又は事業年度の始期	調定事由コード	納税番号	税額	延滞金	過少・不申告加算金	重加算金	合計	納期限		摘要	
											特例期間の末日			
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	
						05	06	過・不		09	11	・	・	

県税コード

(宛先)  
埼玉県 事務所出納員

支払期日  
年 月 日

領収金額合計  
億 千 百 十 万 千 百 十 円

領収日付印

D 県税保管

上記のとおり通知します。 埼玉県指定金融機関

取扱者 ( )

別記様式第四号の八中「自動異議分」を「自動異議  
（異議別）分」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第五号  
(1枚目)

No. _____ 現金領収証原符															県税関係										
納 人	住 所												納 税 義 務 者 (第三者、第二次納税) (義務者等による納付 (入)の場合)		住 所										
	氏 名												氏 名												
税 目	年 度	県 税 コード	税 目 コード	期 (月) 別又は 事業年度の始期	調 定 由 事 由 コード	納税番号	税 額	延 滞 金	過 少 不 申 加 算	・ 告 金	重加算金	合 計		納 期 限 特 例 期 間 の 未 日	摘 要										
02 法人県民税							05	円	06	円	過 ・ 不	円	09	円	11	円	. .								
																	. .								
04 個人事業税							05		06		過 ・ 不		09		11		. .								
																	. .								
05 法人事業税・ 特別法人事業税又は 地方法人特別税							05		06		過 ・ 不		09		11		. .								
																	. .								
07 不 動 産 取 得 税							05		06		過 ・ 不		09		11		. .								
																	. .								
22 軽油引取税							05		06		過 ・ 不		09		11		. .								
																	. .								
11 自動車税 (種別割)							05		06		過 ・ 不		09		11		. .								
																	. .								
年 月 日															領 収 金 額 合 計		支 払 金 融 機 関 名								
右の金額を領収しました。															億	千	百	十	万	千	百	十	円	小 切 手 番	
埼玉県 事務所分任出納員 氏 名																									

(2枚目)

No. _____ 現 金 領 収 証													県税関係								
納 人	住 所							納 税 義 務 者 (第三者、第二次納税) (義務者等による納付 (入)の場合)		住 所											
	氏 名							氏 名													
税 目	年 度	県 税 コード	税 目 コード	期 (月) 別又は 事業年度の始期	調 定 由 事 由 コード	納税番号	税 額 円	延 滞 金 円	過 少 不 申 加 算	・ 告 金	重加算金 円	合 計 円	納 期 限 特 例 期 間 の 末 日	摘 要							
02 法人県民税									過 ・ 不				. .								
													. .								
04 個人事業税									過 ・ 不				. .								
													. .								
05 法人事業税・ 特別法人事業税又は 地方法人特別税									過 ・ 不				. .								
													. .								
07 不 動 産 取 得 税									過 ・ 不				. .								
													. .								
22 軽油引取税									過 ・ 不				. .								
													. .								
11 自動車税 (種別割)									過 ・ 不				. .								
													. .								
年 月 日												領 収 金 額 合 計		支 払 金 融 機 関 名							
右の金額を領収しました。												億	千	百	十	万	千	百	十	円	小 切 手 番 号
埼玉県 事務所分任出納員 氏 名 印																					

(3枚目)

No. _____ 現金領収済報告書																	県税関係		
データ区分	納人	住所						納税義務者 (第三者、第二次納税義務者等による納付(入)の場合)						住所					
1 13		氏名						氏名											
税目	年度	県税コード	税目コード	期(月)別又は 事業年度の始期	調定 事由 コード	納税番号	税額		延滞金		過少 申告 金		重加算金		合計		納期限 特例期間 の末日	摘要	
							55	57	69	71	83	85	97	99	111	113			
02							05		06		07 ・ 08		09		11		・ ・		
04							05		06		07 ・ 08		09		11		・ ・		
05							05		06		07 ・ 08		09		11		・ ・		
07							05		06		07 ・ 08		09		11		・ ・		
22							05		06		07 ・ 08		09		11		・ ・		
11							05		06		07 ・ 08		09		11		・ ・		
領収年月日		12	1974																
右の金額を領収したので報告します。										領収金額合計						支払金融 機関名			
埼玉県 事務所分任出納員										億 千 百 十 万 千 百 十 円						小切手 番号			
埼玉県 事務所長																氏名			
																様			

別記様式第八号の五中「自動車税納付」を「自動車税（種別割）納付」とし、「下記自動車税」を「下記自動車税（種別割）」とし、「自動車税の」を「自動車税（種別割）の」とし、「

自動車税
------

」を「

自動車税 (種別割)
---------------

」とし、「別記様式第九号の二の三中「自動車税減額」を「自動車税（種別割）減額」としめる。

別記様式第十号（一）中「自動車税」の次に「（種別割）」を加える。  
 別記様式第十号（二）中「（自動車税）」の次に「（種別割）」を加え、「自動車税減額」を「自動車税（種別割）減額」とし、「

自動車税
------

」を「

自動車税 (種別割)
---------------

」とし、「

自動車税
------

」を「

自動車税 (種別割)
---------------

」

別記様式第十号（三）中「自動車税減額」を「自動車税（種別割）減額」とし、「

自動車税
------

」を「

自動車税 (種別割)
---------------

」とし、「

自動車税
------

」を「

自動車税 (種別割)
---------------

」

別記様式第十号（五）の五条中「自動車取得税・自動車税」を「自動車税環境性能割・自動車税（種別割）」とし、「別記様式第十一号（一）の五条中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税（種別割）」とし、「別記様式第十一号（二）中「自動車税減額」を「自動車税（種別割）減額」とし、「自動車税の」を「自動車税（種別割）の」とし、「別記様式第十一号の二中「自動車税」を「

自動車取得税
--------

」を「

自動車税
------

」を「

環境性能割
-------

」を「

自動車税
------

（種別割）」とし、「第4

5条の3第2項」を「第55条の7第2項」とし、「第55条の17第2項」を「

自動車取得税
--------

」を「

自動車税
------

」を「

環境性能割
-------

」を「

自動車税
------

（種別割）」とし、「第4

9条第3項」を「第55条の17第2項」とし、「

自動車取得税
--------

」を「

自動車税
------

」を「

環境性能割
-------

」を「

自動車税
------

（種別割）」とし、「自

自動車税	自動車税
環境性能割	環境性能割
（種別割）	（種別割）

動車税環境性能割又は自動車税（種別割）」とし、「別記様式五条中「自動車取得税・自動車税」を「自動車税環境性能割・自動車税（種別割）」とし、「別記様式第十一号の三中「税に係る」を「別記様式五条中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税（種別割）」とし、「別記様式第十一号の六の注意1及び別記様式第十一号の七の備考1中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税（種別割）」とし、「自

別記様式第十四号（一）中「地方法人特別税、自動車税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）」と改める。

別記様式第十四号（一〇二）中「地方法人特別税、自動車税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）」と改め、  
「コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行・郵便局の

の納付は納付指定日までに限り、

を

窓口では納めることはできません。」

別記様式第十四号（二）及び別記様式第十四号（二の二）を次のように改める。

別記様式第十四号（二）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税）

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">都道府県コード</td><td style="width:50%;">④ 督促状兼領収証書</td></tr> <tr><td>110001</td><td>下記のとおりの滞納となっておりますので至急納めてください。</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td></td></tr> </table>	都道府県コード	④ 督促状兼領収証書	110001	下記のとおりの滞納となっておりますので至急納めてください。	埼玉県		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">都道府県コード</td><td style="width:50%;">法人県民税</td></tr> <tr><td>110001</td><td>特別法人事業税又は</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>地方法人特別税</td></tr> </table>	都道府県コード	法人県民税	110001	特別法人事業税又は	埼玉県	地方法人特別税	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">都道府県コード</td><td style="width:50%;">法人県民税</td></tr> <tr><td>110001</td><td>特別法人事業税又は</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>地方法人特別税</td></tr> </table>	都道府県コード	法人県民税	110001	特別法人事業税又は	埼玉県	地方法人特別税																																																																																																																																																																																				
都道府県コード	④ 督促状兼領収証書																																																																																																																																																																																																							
110001	下記のとおりの滞納となっておりますので至急納めてください。																																																																																																																																																																																																							
埼玉県																																																																																																																																																																																																								
都道府県コード	法人県民税																																																																																																																																																																																																							
110001	特別法人事業税又は																																																																																																																																																																																																							
埼玉県	地方法人特別税																																																																																																																																																																																																							
都道府県コード	法人県民税																																																																																																																																																																																																							
110001	特別法人事業税又は																																																																																																																																																																																																							
埼玉県	地方法人特別税																																																																																																																																																																																																							
年 月 日 埼玉県 県税事務所長 印 様																																																																																																																																																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:10%;">年度</td><td style="width:10%;">県税</td><td style="width:10%;">税目</td><td style="width:10%;">事業年度の始期</td><td style="width:10%;">調定</td><td style="width:10%;">納税番号</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">事業年度</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">. . . から . . . まで</td></tr> <tr><td colspan="3">申告基準日</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">納期限</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">指定納期限</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">延滞金特例期間の末日</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">. . . から . . . まで</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">法人県民税(円)</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">課税事務所</td><td colspan="3">県税</td></tr> </table>	年度	県税	税目	事業年度の始期	調定	納税番号	事業年度						. . . から . . . まで						申告基準日			円			納期限			円			指定納期限			円			延滞金特例期間の末日			円			. . . から . . . まで			円			法人県民税(円)			円			法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)			円			課税事務所			県税			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:10%;">年度</td><td style="width:10%;">県税</td><td style="width:10%;">税目</td><td style="width:10%;">事業年度の始期</td><td style="width:10%;">調定</td><td style="width:10%;">納税番号</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">事業年度</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">. . . から . . . まで</td></tr> <tr><td colspan="3">申告基準日</td><td colspan="3">57 円</td></tr> <tr><td colspan="3">納期限</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">指定納期限</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">延滞金特例期間の末日</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">. . . から . . . まで</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">法人県民税(円)</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">課税事務所</td><td colspan="3">県税</td></tr> </table>	年度	県税	税目	事業年度の始期	調定	納税番号	事業年度						. . . から . . . まで						申告基準日			57 円			納期限			円			指定納期限			円			延滞金特例期間の末日			円			. . . から . . . まで			円			法人県民税(円)			円			法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)			円			課税事務所			県税			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:10%;">年度</td><td style="width:10%;">県税</td><td style="width:10%;">税目</td><td style="width:10%;">事業年度の始期</td><td style="width:10%;">調定</td><td style="width:10%;">納税番号</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">事業年度</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">. . . から . . . まで</td></tr> <tr><td colspan="3">申告基準日</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">納期限</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">指定納期限</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">延滞金特例期間の末日</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">. . . から . . . まで</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">法人県民税(円)</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td colspan="3">課税事務所</td><td colspan="3">県税</td></tr> </table>	年度	県税	税目	事業年度の始期	調定	納税番号	事業年度						. . . から . . . まで						申告基準日			円			納期限			円			指定納期限			円			延滞金特例期間の末日			円			. . . から . . . まで			円			法人県民税(円)			円			法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)			円			課税事務所			県税		
年度	県税	税目	事業年度の始期	調定	納税番号																																																																																																																																																																																																			
事業年度																																																																																																																																																																																																								
. . . から . . . まで																																																																																																																																																																																																								
申告基準日			円																																																																																																																																																																																																					
納期限			円																																																																																																																																																																																																					
指定納期限			円																																																																																																																																																																																																					
延滞金特例期間の末日			円																																																																																																																																																																																																					
. . . から . . . まで			円																																																																																																																																																																																																					
法人県民税(円)			円																																																																																																																																																																																																					
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)			円																																																																																																																																																																																																					
課税事務所			県税																																																																																																																																																																																																					
年度	県税	税目	事業年度の始期	調定	納税番号																																																																																																																																																																																																			
事業年度																																																																																																																																																																																																								
. . . から . . . まで																																																																																																																																																																																																								
申告基準日			57 円																																																																																																																																																																																																					
納期限			円																																																																																																																																																																																																					
指定納期限			円																																																																																																																																																																																																					
延滞金特例期間の末日			円																																																																																																																																																																																																					
. . . から . . . まで			円																																																																																																																																																																																																					
法人県民税(円)			円																																																																																																																																																																																																					
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)			円																																																																																																																																																																																																					
課税事務所			県税																																																																																																																																																																																																					
年度	県税	税目	事業年度の始期	調定	納税番号																																																																																																																																																																																																			
事業年度																																																																																																																																																																																																								
. . . から . . . まで																																																																																																																																																																																																								
申告基準日			円																																																																																																																																																																																																					
納期限			円																																																																																																																																																																																																					
指定納期限			円																																																																																																																																																																																																					
延滞金特例期間の末日			円																																																																																																																																																																																																					
. . . から . . . まで			円																																																																																																																																																																																																					
法人県民税(円)			円																																																																																																																																																																																																					
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)			円																																																																																																																																																																																																					
課税事務所			県税																																																																																																																																																																																																					
上記のとおり領収しました。  ○この督促状と行き違いに納税された場合は、あしからず御了承ください。	上記のとおり通知します。	上記のとおり納付します。																																																																																																																																																																																																						

備考1 裏面には、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置並びにこの通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。

2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（二の二）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税）

<p>埼玉県 法人県民税・事業税 特別法人事業税又は地方法人特別税</p> <p>領収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>税目コード</td> <td>納税番号</td> <td>事業年度始期</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>県税コード</td> <td>県税事務所</td> <td>年度</td> <td>納期限 年 月 日</td> </tr> </table> <p>34</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>県民税</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>事業税・特別税</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>過少申告・不申告加算金</td> <td>円</td> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(県税事務所保管)</p>	加入者名	口座番号	合計金額	円	取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	税目コード	納税番号	事業年度始期	調定事由	県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日	県民税	税額	円	延滞金	円	事業税・特別税	税額	円	延滞金	円		過少申告・不申告加算金	円	重加算金	円	<p>埼玉県 法人県民税 納付書 法人県民税・事業税 特別法人事業税又は地方法人特別税 (原符)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>納税番号</td> </tr> <tr> <td>事業年度始期</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少・不申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td></td> </tr> </table> <p>領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(金融機関保管)</p>	加入者名	口座番号	納付番号	納税番号	事業年度始期	調定事由	税額	円	延滞金	円	過少・不申告加算金	円	重加算金	円	合計金額	円	納期限	年 月 日	延滞金特例期間の末日	年 月 日	納税者		<p>埼玉県 法人県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税 督促状兼領収証書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年 度</td> <td>年度</td> <td>納税番号</td> </tr> <tr> <td>事業年度始期</td> <td></td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定納期限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付指定日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <p>納付場所等については裏面を御覧ください。 上記のとおり滞納となっているので至急納めてください。 この督促状は 月 日現在で納税が確認できない方に送付しておりますので、行き違いに納税された方は御容赦ください。</p> <p style="text-align: center;">埼玉県 県税事務所長</p>	年 度	年度	納税番号	事業年度始期		調定事由	納 期 限	年 月 日		指定納期限	年 月 日		延滞金特例期間の末日	年 月 日		納付指定日	年 月 日	
加入者名	口座番号	合計金額	円																																																																						
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																						
税目コード	納税番号	事業年度始期	調定事由																																																																						
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日																																																																						
県民税	税額	円	延滞金	円																																																																					
事業税・特別税	税額	円	延滞金	円																																																																					
	過少申告・不申告加算金	円	重加算金	円																																																																					
加入者名	口座番号																																																																								
納付番号	納税番号																																																																								
事業年度始期	調定事由																																																																								
税額	円																																																																								
延滞金	円																																																																								
過少・不申告加算金	円																																																																								
重加算金	円																																																																								
合計金額	円																																																																								
納期限	年 月 日																																																																								
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																								
納税者																																																																									
年 度	年度	納税番号																																																																							
事業年度始期		調定事由																																																																							
納 期 限	年 月 日																																																																								
指定納期限	年 月 日																																																																								
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																								
納付指定日	年 月 日																																																																								

領収金内訳

法人県民税	税 額	円
	延 滞 金	円
	計	円
法人事業税又は地方法人特別税	税 額	円
	延 滞 金	円
	過少申告加算金	円
	不申告加算金	円
	重加算金	円
	計	円
	合 計	円

延滞金は納付指定日現在の計算です。

上記のとおり領収しました。

領収日付印  
(納税者保管)

備考 1 裏面には、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。  
2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号(三)中「(自動車税)」を「(自動車税(種別割))」に、

「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。

別記様式第十四号(三の二)を次のように改める。

別記様式第十四号 (三の二) (自動車税環境性能割、自動車税 (種別割))

<p>埼玉県 領収通知書 自動車税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>税目コード</td> <td>登録番号</td> <td>課税相当年度</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>県税コード</td> <td>県税事務所</td> <td>自動車税</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼</p> <p>34</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>コンビニ収納</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(コンビニエンスストア本部控/県税保管)</p>	加入者名	口座番号	合計金額	円	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	税目コード	登録番号	課税相当年度	調定事由	県税コード	県税事務所	自動車税	年度			納期限	年 月 日	税額	円	延滞金	円	納税者				コンビニ収納				<p>埼玉県 納付書 自動車税 (原符)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>登録番号</td> </tr> <tr> <td>課税相当年度</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(コンビニエンスストア店舗控/金融機関保管)</p>	加入者名	口座番号	納付番号	登録番号	課税相当年度	調定事由	税額	円	延滞金	円	合計金額	円	納期限	年 月 日	延滞金特例期間の末日	年 月 日	納税者		年度	領収日付印	税目		県税		<p>埼玉県 自動車税 督促状兼領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号(車のナンバー)</td> <td>課税年度</td> <td>課税相当年度</td> <td>調定事由</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">様</p> <p>右のとおり滞納となつておりますので、至急納めてください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納付指定日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり領収しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>税額(税率)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印 (納税者保管)</p> <p style="text-align: center;">埼玉県自動車税事務所長</p>	登録番号(車のナンバー)	課税年度	課税相当年度	調定事由	延滞金特例期間の末日	年 月 日	納付指定日	年 月 日	納期限	年 月 日	税額(税率)	円	延滞金	円	合計	円
加入者名	口座番号	合計金額	円																																																																							
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																							
税目コード	登録番号	課税相当年度	調定事由																																																																							
県税コード	県税事務所	自動車税	年度																																																																							
		納期限	年 月 日																																																																							
税額	円	延滞金	円																																																																							
納税者																																																																										
コンビニ収納																																																																										
加入者名	口座番号																																																																									
納付番号	登録番号																																																																									
課税相当年度	調定事由																																																																									
税額	円																																																																									
延滞金	円																																																																									
合計金額	円																																																																									
納期限	年 月 日																																																																									
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																									
納税者																																																																										
年度	領収日付印																																																																									
税目																																																																										
県税																																																																										
登録番号(車のナンバー)	課税年度	課税相当年度	調定事由																																																																							
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																									
納付指定日	年 月 日																																																																									
納期限	年 月 日																																																																									
税額(税率)	円																																																																									
延滞金	円																																																																									
合計	円																																																																									

備考 1 裏面には、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。

2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（四）中「（自動車税）」を「（自動車税（種別割）」とし、「（自

動車税）」を「

自動車税 (種別割)
---------------

」に改める。

別記様式第十四号（五）中「（自動車取得税）」を「（自動車税環境性能割）」とし、「

「

自動車取得税
--------

」を「

自動車税 環境性能割
---------------

」にし、「

8
---

」を「

8
---

」に改める。

別記様式第十九号（三）中

(2)	自動車税
(1)	法人事業税
(2)	・地方法人特別税

を

(2)	自動車税（種別割）
(1)	法人事業税又は
(2)	・特別法人特別税

とし、「

「(4) 自動車税」を「(4) 自動車税（種別割）」に改め、同様式の注意中「及び」の次に

「特別法人事業税又は」を加え、同様式の注意中「自動車税」の次に「（種別割）」を加える。

別記様式第二十七号及び別記様式第二十七号の三から別記様式第二十七号の六までの規定中「事業税・」の次に「特別法人事業税又は」を、「の規定（）」の次に「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条又は」を加える。

別記様式第二十七号の七を次のように改める。

別記様式第二十七号の七

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税<sup>更正決定</sup>

埼玉県 県税事務所長 印

法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の不申告<sup>過少申告</sup>加算金決定<sup>通知書（納額告知書）</sup>申告

次のとおり通知します。

なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

事業税			
摘要	課税標準	税率	税額
所得割	所得金額総額	円	円
	年400万円以下の金額	/100	円
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額	/100	
	年800万円を超える金額	/100	
	計		
	軽減税率不適用法人の金額	/100	
付加価値割	付加価値額総額		
	付加価値額	/100	
資本金割	資本金等の額総額		
	資本金等の額	/100	
収入割	収入金額総額		
	収入金額	/100	

県税	納税番号	年月日から 年月日まで
事業年度	年月日	
申告基準日	年月日	
申告納付期	県民税 事業税	年月日 年月日
確定申告書提出年月日		年月日
修正申告書提出年月日		年月日
県民税		
(使途秘匿金税額等)	(円)	
法人税法の規定によつて計算した法人税額	円	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		
還付法人税額等の控除額		
退職年金等積立金に係る法人税額		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額	ア	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	イ	
法人税割額	ア又はイ × $\frac{1}{100}$	
道府県民税額の特定寄附金税額控除額		
外国の法人税等の額の控除額		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		

合 計 事 業 税 額			
平成 2 8 年 改 正 法 附 則 第 5 条 の 控 除 額			
事 業 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額			
仮 装 経 理 に 基 づ く 事 業 税 額 の 控 除 額			
差 引 事 業 税 額			
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 事 業 税 額			
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 事 業 税 額 の 控 除 額			
差 引 過 不 足 事 業 税 額			
減 少 す る 事 業 税 額 の うち 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 い 繰 越 控 除 さ れ る 税 額			
減 少 す る 事 業 税 額 の うち 租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 更 正 に 伴 い 繰 越 控 除 さ れ る 税 額			
特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税			
摘 要		課 税 標 準	税 率
所 得 割 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額		円	/100
収 入 割 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			/100
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
仮 装 経 理 に 基 づ く 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額 の 控 除 額			
差 引 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額 の 控 除 額			
差 引 過 不 足 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
減 少 す る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額 の うち 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 い 繰 越 控 除 さ れ る 税 額			
減 少 す る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額 の うち 租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 更 正 に 伴 い 繰 越 控 除 さ れ る 税 額			
過 少 ( 不 ) 申 告 加 算 金			
重 加 算 金			
延 滞 金 の 控 除 期 間 対 象 外 税 額			
県 民 税	全 部 適 用 ・ 一 部 適 用	年 月 日 から	年 月 日 まで
事 業 税 特 別 税	全 部 適 用 ・ 一 部 適 用	年 月 日 から	年 月 日 まで
指 定 納 期 限	年 月 日		
更 正 、 決 定 又 は 加 算 金 決 定 の 理 由			

差 引 法 人 税 割 額			
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 法 人 税 割 額			
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 法 人 税 割 額 の 控 除 額			
過 不 足 法 人 税 割 額			
均 等 割 額	算 定 期 間 中 に お い て 事 務 所 等 を 有 し て い た 月 数	ウ	
均 等 割 額	円 × $\frac{ウ}{12}$		
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 均 等 割 額			
過 不 足 均 等 割 額			
過 不 足 県 民 税 額			
減 少 す る 法 人 税 割 額 の うち 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 い 繰 越 控 除 さ れ る 税 額			
減 少 す る 法 人 税 割 額 の うち 租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 更 正 に 伴 い 繰 越 控 除 さ れ る 税 額			
分 割 基 準	事 業 税		県 民 税
	従 業 者 の 数 ・ 固 定 資 産 の 価 額	事 務 所 又 は 事 業 所 の 数 、 発 電 用 固 定 資 産 の 価 額 、 軌 道 の 延 長 キ ロ メ ー ト ル 数	従 業 者 の 数
	本 県		
	総 数		

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第二十七号の九中「法人事業税・」の次に「特別法人事業税又は」を  
入る。

別記様式第二十八号の五及び別記様式第二十八号の六中「法人事業税・」の次に  
「特別法人事業税又は」を、 「の規定」の次に「特別法人事業税及び特別法人事  
業譲与税に関する法律第8条又は」を  
入る。

別記様式第二十三号の三(一)中「平成32年3月31日」を「令和  
年 月 日」に改める。

別記様式第二十四号の二中「農地利用集積円滑化団体又は」を、 「農地売買  
等事業」を「農地売買事業」に改める。

別記様式第二十六号中「平成32年3月31日」を「令和 年 月 日」  
に改める。

別記様式第二十六号の二中「農地利用集積円滑化団体又は」を、 「農地売買  
等事業」を「農地売買事業」に改める。

別記様式第二十七号の三中「平成32年3月31日」を「令和 年 月  
日」に改める。

別記様式第五十八号中「自動車税課税」を「自動車税(種別割)課税」に改める。  
別記様式第五十九号中「自動車税課税」を「自動車税(種別割)課税」に、「自  
動車税の」を「自動車税(種別割)の」に改める。

別記様式第五十九号の二中「あて先」を「宛先」に、「第23条第2項」を「第  
35条の2第2項」に改める。

別記様式第五十九号の七中「自動車税 自動車取得税」を、

別記様式第五十九号の八中「あて先」を「宛先」に、「第23条第7項」を「第  
35条の2第7項」に改める。

別記様式第五十九号の十中「あて先」を「宛先」に、「第23条」を「第35条  
の2」に改める。

別記様式第六十号の二中「第53条」を「第55条の15」に改める。

別記様式第六十号の三中「あて先」を「宛先」に、「第152条第2項」を「第  
177条の13第2項」に改める。

別記様式第六十一号(一)中「自動車税納税証明書」を「自動車税(種別割)納  
税証明書」に、「自動車税の」を「自動車税(種別割)の」に改める。

別記様式第六十一号(二)及び別記様式第六十一号(三)中「自動車税納  
税証明書」を「自動車税(種別割)納税証明書」に、「自動車税の」を「自動  
車税(種別割)の」に改める。

別記様式第六十一号(四)中「自動車税納税証明書」を「自動車税(種別割)

納税証明書」に、「自動車税の」を「自動車税（種別割）の」に改める。

別記様式第六十一号の二中  
「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改める。  
納税済」を「納税済」に改める。

別記様式第六十一号の二中  
「自動車取得税  
自動車税」を「自動車税」に改める。

別記様式第六十四号の三を次のように改める。

別記様式第六十四号の三

自動車税環境性能割 修正申告書 年 月 日 (宛先) 埼玉県自動車税事務所長		登録番号又は車両番号 3		M K R B W C Y ひらがな		申告年月日 年 月 日		新車・中古車区分 1 新車 2 中古車		自動車・軽自動車区分 1 自動車 2 軽自動車		
納税義務者	住所 又所在地	フリガナ		電話番号		修正申告額		車台番号		乗車定員		
	アパート等	方		棟号室		車名		通称名		人		
	氏名 又名称	フリガナ		③		型式		類別区分番号		初度登録年月		
	氏名 又名称	フリガナ		④		課税標準額 (ア) + (イ) ①		修理申告額		年月		
定置場	住所 又所在地	フリガナ		②		自動車税環境性能割額①×② ③		課税標準額		自動車税環境性能割額④		
		氏名 又名称	フリガナ		⑤		この申告により納付すべき税額 ③-④		付加物の内訳		1 エアコン 2 ステレオ (CDプレーヤーを含む。) 3 カーナビ 4 その他 ( )	
譲渡(前納税義務者)	住所 又所在地	フリガナ		所有者コード		修正申告の詳細		A 取得価額		円		
		氏名 又名称	フリガナ		⑥		B エネルギー消費効率		km/ℓ		C 車両重量	
		取得年月日	年 月 日		D 車両総重量		kg		E 構造		F 燃料の種類	
		販売業者	( )		G その他		税率		% ②		収納印表示欄	
		住所 氏名 (名称) 電話番号	( )		取得原因		取得年月日		取得年月日		取得年月日	
		住所 又所在地	フリガナ		取得原因		取得年月日		取得年月日		取得年月日	
		氏名 又名称	フリガナ		取得原因		取得年月日		取得年月日		取得年月日	

注意 当初申告との変更点を「修正申告の詳細」欄に記入してください。

別記様式第六十四号の四中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。  
別記様式第六十四号の六中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、  
同様式の注意1中「第45条又は第45条の2」を「第55条の5又は第55条の6」に改める。

別記様式第六十四号の六の二中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。

別記様式第六十四号の七中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、  
同様式の注意1中「第45条第1項」を「第55条の5第1項」に改める。

別記様式第六十四号の八中「自動車取得税徴収猶予通知書」を「自動車税環境性能割徴収猶予通知書」に改め、  
「同様の通知書」を「自動車税環境性能割徴収猶予通知書」に改める。

附則別記様式第十号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、「第18条の5」を「第22条の6」に改める。

附則別記様式第十一号中「自動車税納税義務」を「自動車税（種別割）納税義務」に改め、「第23条の2」を「第23条の3」に、「する自動車税」を「する自動車税（種別割）」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の改正規定 令和二年四月一日
- 二 第十三条の六の改正規定並びに別記様式第三十四号の二及び別記様式第三十六号の二の改正規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。